



No.24 号



成 田 市
2010 年 10 月発行



～あらゆる場に男女が参画し 協働するまちづくり～



これが蕎麦なの？可憐な花の後に付く菱形に似た黒い実は、おいしい秋蕎麦の原料になるんだよ。

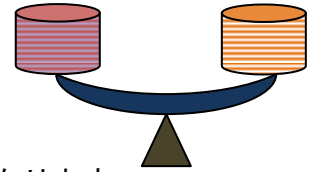
★Contents(主な内容)★

- ☆ ～意識を変えて行動へ～
- ☆ 元気を見つけに 女性のための相談
- ☆ さざなみインフォメーション

◆男女共同参画社会基本法 5 本の柱

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

～ 意識を変えて 行動へ ～



「解ってはいるけれど」……。行動するには大きなエネルギーが必要となります。

5月に実施した男女共同参画に関するアンケートからは、行動へ踏み出すことへの努力が必要となっています。主な設問と結果です。

☆ 「男は仕事、女は家庭」ということについて

「同感する」が 12.5%、「同感しない」が 40.6%と意識のうえでは、男女平等意識は高まっています。しかし、男女別でみると、女性で「同感する」と回答した人は 9.3%、男性は 16.8%と男性が女性を 7.5 ポイント上回っています。男女の意識に大きな隔たりがあります。



☆ 男女平等な社会にするために必要なこと

男女平等な社会にするために必要なことについて、「男性自身の意識をあらためること」が 59.2%で最も多く、次いで「男性が積極的に家事・育児に参加できるよう、働き方や制度を見直すこと」58.9%、「男性が女性の社会参画に理解を持ち、協力すること」53.3%と、男性の理解と協力を求める結果となりました。男性自身も「男性自身の意識をあらためること」に 56.9%が回答しています。

☆ 参加している地域活動

どのような地域活動に参加しているかでは、「参加していない」が 45.5%で最も多くなっています。また、参加している地域活動では、「町内会や自治会・老人会」が 26%、「趣味や学習などのサークル活動」15.2%、「リサイクル等環境保全のための活動」13.6%が多くなっています。年齢別でみると、男女とも「参加していない」は 20 歳代が圧倒的に多く、女性は 8 割を超えています。

豊かな生活を送るために「男女共同参画社会の実現」を目指しましょう

元気を見つけない

女性のための相談

第2・4木曜日に実施している「女性のための相談」は、多くの方にご利用頂いています。昨年度の利用率は、約6割になりました。

家庭や家族関係について、対人関係・自分自身について日頃の悩み等、ゆっくり話せて心を軽くすることのできる場であることを心がけています。

「私が頑張らなきゃ」とか「私が我慢すれば」とかの思いが強くはありませんか。助けを求める力をつけましょう。それが、主体的な生き方への一歩になると思います。女性専門相談員があなたと一緒に考えます。元気を見つけないませんか。

無 料

予 約 制

秘 密 厳 守

☆相談日 毎月第2・4木曜日

午前10時～正午 午後1時～午後4時

☆対象者 市内在住の女性

☆相談内容 自分自身の生き方、夫婦・家族のこと、職場・地域での人間関係、セクハラ、DV等女性が抱えるさまざまな問題

☆予約受付電話 0476-20-1500（8時30分～17時）

詳しくは、企画政策部企画政策課へ



さざなみインフォメーション

～ 広めよう「女性に対する暴力をなくす運動」～

毎年、11月12日から11月25日（「女性に対する暴力撤廃国際日」）までは、「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。特に、女性に対する暴力（配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、DV、ストーカー行為等）男女共同参画社会を形成していく上で克服しなければならない重要な課題です。この運動期間をきっかけに、女性に対する暴力について考え、暴力のない社会づくりをすすめていきましょう。



女性に対する暴力根絶のためのシンボルマーク

※ 配偶者等からの暴力に関する相談窓口
千葉県女性サポートセンター
043-206-8002
(24時間 365日対応)

◆おたより募集中！

☆「さざなみ」に取り上げてほしいことや男女共同参画に関するご意見・ご感想などをお送りください。お待ちしております。

☆おたよりの送付先

〒286-8585 成田市花崎町 760

成田市企画政策部企画政策課

男女共同参画班

☎ 20-1500

ファックス 24-1006

Eメール kikaku@city.narita.chiba.jp

⊗働くお母さん・お父さんの豆知識⊗

「改正育児・介護休業法」

■仕事と子育ての両立のための環境整備を目指した改正育児・介護休業法が成立しました。

主な改正ポイントは

▼3歳未満のこどもを持つ従業員への対応

- ・短時間勤務・残業免除制度の導入を企業へ義務付け

▼育児取得者の解雇防止策

- ・育児休業取得社員を解雇した企業名の公表
- ・虚偽の報告をした企業に過料を求める。

▼父親の育児休業取得への対応

- ・妻の出産後8週間以内に父親が育休をとる場合、2回に分けられる
- ・専業主婦の夫の育休取得を企業が拒める規定を廃止。

本年6月30日より施行されています。

編集後記

刺すような強い熱さは、夜になっても屋内にとどまり、熱帯夜の記録を更新し続けた今夏でした。かつての夏は、よく雷と大粒な雨を伴った夕立があり、そのあとには大きな虹と独特の草息の匂いが辺りを包み込みました。涼しさに人も自然もホッとする時間があつたように思います。年ごとに感じる夏は、ただ乾いた暑い夏だけの季節になるのでしょうか。

さざなみは、支所、公民館、図書館、保健福祉館、三里塚コミュニティセンター、市のホームページ <http://www.city.narita.chiba.jp> にあります。
登録番号成企 10-028